



～相続分の譲渡とは～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続があったとき面倒な相続争いに巻き込まれたくないと思う人や、他の相続人に相続分をまとめて譲りたい人もおられます。そのような場合に有効な手段として「相続分譲渡」という制度があります。

1. 相続分譲渡とは

(1) 相続分譲渡の概要

相続分譲渡とは、「相続人が自分の有する相続分を、共同相続人または第三者に譲渡すること」をいいます。遺産分割協議は、相続人全員が合意する必要があります。相続人が多数であったり、争いがあつたりすると完了するまでに長い期間がかかることがあります。家庭裁判所の調停や審判にまで発展することもあります。相続分の譲渡をすることによって、長期化する遺産分割の手続きから離脱できるというメリットがあります。

(2) 相続分譲渡の効果

相続分譲渡は、現金や預貯金など特定の財産を譲渡するのではなく、相続分や相続人としての地位を譲渡することになります。他の相続人に譲渡した場合には、譲受人である相続人の相続分が増加するという効果があります。相続人以外の第三者に対して相続分の譲渡した場合には、その第三者は、相続人としての地位を承継するので、その譲り受けた第三者は遺産分割協議に参加することになります。

2. 相続分譲渡と相続放棄の違い

(1) 相続放棄とは

相続放棄とは、家庭裁判所に申立てを行い、被相続人のプラスの財産とマイナスの財産の全財産を相続しないことを認めもらう手続きです。相続放棄をすることによって、初めから相続人でなかつたものとみなされます。相続放棄は借金を相続するのを免れるために行われることが一般的です。

(2) 相続分譲渡と相続放棄との相違点

①相続債務の負担

- ・相続分の譲渡は、借金など相続債務も譲受人に移転しますが、債権者の同意がなければ相続債務を免れません。
- ・相続放棄は、プラスの財産だけでなくマイナスの財産も放棄しますので、相続債務を負担することはできません

②裁判所での手続き

- ・相続分の譲渡は、裁判所での手続きは不要です。
- ・相続放棄は、家庭裁判所での申述手続きが必要です。

③期間制限

- ・相続分の譲渡は、相続開始後から遺産分割成立までの間ならいつでもできます。
- ・相続放棄は、相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内という期間制限があります。

④相続分を特定の人に譲れるかどうか

- ・相続分の譲渡は、他の共同相続人や第三者に対して自分の相続分を譲ることが可能です。
- ・相続放棄は、他の共同相続人の相続分が増加しますが、特定の人への相続分の移転や増加をすることはできません。

⑤一部だけを対象とできるかどうか

- ・相続分の譲渡は、相続分の一部だけを譲渡することも可能です。
- ・相続放棄は、プラスの財産とマイナスの財産の全ての財産を放棄することになります。一部のみを放棄することはできません。

相続分の譲渡は、長期化する相続争いから離脱することができる非常に便利な手段です。

しかし、借金が多い場合には相続分の譲渡ではなく相続放棄を選択したほうが良い場合もあります。どちらを選択するかについては、専門家に相談するようにしましょう。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp